

技能職員の退職手当の特例に関する条例第1条の職員等を定める規則

平成30年2月22日規則第1号

技能職員の退職手当の特例に関する条例（平成31年条例第1号）第1条の組合規則で定める職員は、大阪市の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。